令和７年度

認定こども園（２・３号認定）入園案内

認定こども園とは

幼稚園と保育所それぞれの機能や特徴をあわせ持ち、その両方の役割を果たすことができる施設です。
小学校就学前の子どもの教育・保育を一体的に提供します。
また、未就園児に対しての子育て支援や親子の集いの場の提供など、地域の子育て支援も行います。

小規模保育とは

０歳から２歳の少人数を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと保育を行う、町の認可保育事業です。

保育施設の利用にあたり、保護者が①～⑩のいずれかに該当する必要があります。

① 就労していること（１カ月に４８時間以上の就労。パートタイム、家事以外の労働などを含む）
② 妊娠中または出産後間がないこと
③ 病気やケガをしているまたは心身に障がいがあること
④ 長期にわたり病気や心身に障がいのある同居の親族を常に介護していること
⑤ 震災・風水害・火災その他の災害の復旧に当たっていること
⑥ 求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること（３カ月の条件付き入園）
⑦ 学校、専修学校、各種学校等の教育施設に在学していること（職業訓練を含む）
⑧ 児童虐待やＤＶのおそれがあり、子どもの保育が困難であると認められること
⑨ 育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもが引き続き利用する必要があると認められること
⑩ 町長が認める前各号に類する状態にあること

保育時間について

保育標準時間と保育短時間の２つの区分に分けられ、利用者負担額（保育料）が異なります（別添参照）。

① 東忠岡こども園・ﾋﾟｰﾌﾟﾙ忠岡ﾁｬｲﾙﾄﾞｽｸｰﾙ・ﾋﾟｰﾌﾟﾙ乳児室の場合
　短時間：９時～１７時　　標準時間：７時３０分～１８時３０分

② チューリップ保育園の場合
　短時間：９時～１７時　　標準時間：７時～１８時

保育時間は、上記①②の範囲内で保護者の就労時間と通勤時間を勘案した時間となりますので、ご注意ください。また、土曜日の保育は、原則保護者のいずれもが就労の場合のみ利用可能です。

利用者負担額（保育料）について　※公立・民間ともに同額

① ３歳から５歳児のすべての世帯・０歳から２歳児の非課税世帯
　令和元年１０月からの国の幼児教育・保育の無償化制度により、
　３～５歳児のすべての世帯と０～２歳児の非課税世帯の利用者負担額は無償です。

② ０歳から２歳児の課税世帯
　市町村民税をもとに利用者負担額を決定しております（別紙参照）。
　所得の申告がない場合、利用者負担額が算定できませんので、所得の申告を忘れずに行ってください。４月分から８月分までは令和６年度(入園前年度)の市町村民税を算定基礎とし、９月分から３月分までは令和７年度（入園当該年度）の市町村民税を算定基礎とします。
　※税関係書類の提出がない場合、保育料は最高額（仮決定）になります。

延長保育料について

一回の利用につき、２００円の延長保育料が必要となります。（１カ月の上限３，０００円）

① 東忠岡こども園・ﾋﾟｰﾌﾟﾙ忠岡ﾁｬｲﾙﾄﾞｽｸｰﾙ・ﾋﾟｰﾌﾟﾙ乳児室の場合
　１８時３０分～１９時３０分

② チューリップ保育園の場合
　１８時～１９時

副食費について

３歳～５歳児の副食費（おかず代）については、町の独自施策として、保護者負担の軽減を図るため、町内在住者で町内施設に通われる場合に限り、忠岡町が全額負担します。

入園の決定

審査基準に基づく点数表（別紙参照）を採用しております。保護者の就労状況、家族の状況、児童の状況等を点数化し、選考します。

① 保護者の基本点数の高い順に決定します。

② ①の点数が同点の場合は、付加点数を加点し、総合点の高い順に決定します。

内定通知

① ４月１日入園の場合、申込み者全員に入園の可否について郵送で通知します（１月下旬予定）。
　また、入園内定者については面接を実施します（２月頃を予定）。

② 年度途中入園の場合、受付締切日の概ね５日以内に電話にて通知いたします。
　また、入園内定者については個別に各園にて面接を実施します。

減免適用事由

下記の項目に該当する場合に「保育料減免申請書」をご提出いただくと保育料の減免を受けることができます。（項目によっては添付資料が必要となります。）

① 父親、母親若しくは両親のいない世帯又はこれらに準ずる世帯

② 地方税法の規定により障がい者控除の対象となる者又は障がい児通園施設に通園している児童がいる世帯
　【添付資料：障がい者手帳の写し又は障がい児通園施設の在園証明書】

③ 減免申請の日の属する年分の所得が、その前年分の所得（当該申請の日が１月、２月又は３月である場合は、前々年分の所得）と比較して、６割未満になると推定される場合
　【添付書類：過去３カ月分の給与明細等、所得を証明する書類】

④ 傷病により、引き続き１カ月以上入院した者のいる世帯
　【添付書類：１カ月以上の入院を証明する書類】

⑤ 災害により、その居住する家屋に甚大な損害を受けた世帯
　【添付書類：罹災(りさい)証明書】

⑥ 園児が、傷病により引き続き１５日以上欠席した場合
　【添付書類：傷病の治療に要した期間がわかる医師の診断書】

⑦ その他、町長が特に必要と認める場合

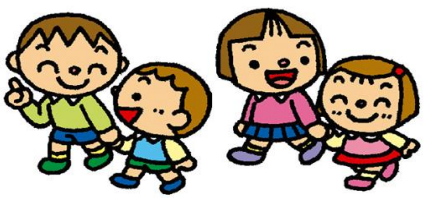

留意事項

① 申込後に申込内容に変更が生じた場合又は入園の必要がなくなった場合は、必ず連絡してください。
② 審査基準に合致していても、認定こども園の定員に余裕がない場合や、
子どもの健康・発育状況によっては入園できない場合があります。
③ 申込み時点で、認可外保育施設・事業所内託児所等に在籍している場合は、
入園選考時に点数が加算される場合がありますので、お申し出ください。
④ 年度途中での転園はできませんので、ご了承ください。
⑤ ピープル乳児室の対象年齢は０～２歳児です。
卒園後、連携施設であるピープル忠岡チャイルドスクールに引き続き通園可能です。

多子世帯の利用者負担額の軽減

小学校就学前の範囲内に幼稚園や保育所、認定こども園などを利用するきょうだいが２人以上いる場合、最年長のお子さんから順に第１子（全額）、第２子（半額）、第３子以降（０円）とします。

※年収３６０万円未満相当世帯については、上のきょうだいの年齢は問いません。

個人情報の取扱いについて

本町は個人情報の保護に関する法律（平成 15 年５月 30 日法律第 57 号）に基づき、各ご家庭の個人情報を、下記目的の達成に必要な範囲で利用します。また、保護者の方の同意なく外部への情報提供はいたしません。

- 入園児童、申込児童、保護者の方々の本人確認のため
- 認定こども園等への入園選考のため
- 継続的に入園していただくための入園要件の確認のため
- 各種通知のため
- 保育料の算定、請求および変更のため
- 入園児童の発育・健康管理のため
- 緊急時の連絡のため
- 保育サービスの改善のため
- お問合せ、ご相談への応対のため
- その他、適正かつ円滑に認定こども園等をご利用いただくため

認定こども園等の一覧表
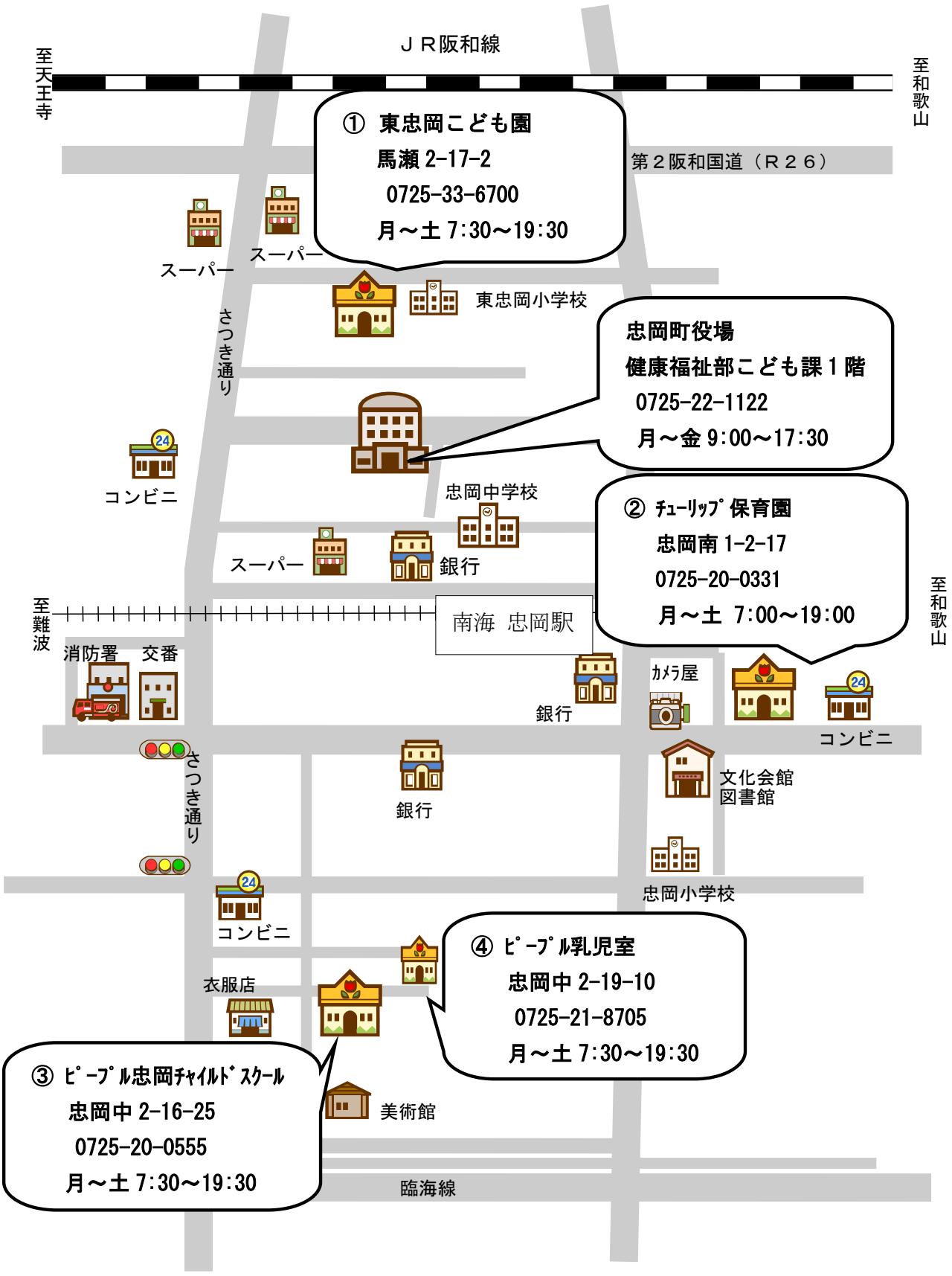
区分	施設名	定員	対象年齢
①公立認定こども園	東忠岡こども園	１９８人	生後５７日～
②民間認定こども園	チューリップ保育園	９６人	生後５７日～
③民間認定こども園	ピープル忠岡チャイルドスクール	１３１人	生後５７日～
④民間小規模保育	ピープル乳児室	１４人	生後５７日～